

南区地域包括ケアシステム推進方針



令和２年（2020 年）４月
熊　本　市　　南　区

目　　次

目　　次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ　策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　推進方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅲ　南区の現状と推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・4～7

Ⅳ　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅴ　南区の取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～19

（1）高齢者がいつまでも元気で自らの力を発揮できるまちづくり
（2）医療と介護が充実し、在宅（地域）で生活する市民が安心して暮らせるまちづくり
（3）認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくり
（4）高齢者が自らに合った暮らし方を選択できるまちづくり（高齢者の住まい関連）

※ 別添　　南区地域包括ケアシステム推進方針　アクションプラン

Ⅰ　策定の趣旨

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれる中、国においては高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

本市においても、第 7 期（平成 30 年度～令和 2 年度）「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）」を、地域包括ケアシステム構築に向けて取り組み推進する計画として位置づけました。また、取り組みの方向性を示す指針として、平成 29 年 4 月に「熊本市地域包括ケアシステム推進方針」を策定しました。

このような中、南区でも区民（地域）及び関係機関・団体・行政等が高齢者を取り巻く状況や対策を共有するために「南区地域包括ケアシステム推進方針」を策定します。南区地域包括ケアシステム構築への取り組みの方向性を確認しながら、平成 28 年の熊本地震による被災者への支援も含め、地域における人と人のつながりを強化できるよう、見守り、支えあうことが必要です。今後、区民・関係団体・行政等が連携しながら、地域の「おたがいさま」の心で支え合い、それぞれの活動・事業を展開していきます。

熊本市
南区

Ⅱ　推進方針の位置づけ

本方針は、「熊本市第７次総合計画」及び「第７期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）」の分野別計画として地域包括ケアシステムの構築を推進するために整備された「熊本市地域包括ケアシステム推進方針」に基づく取り組みを実行していくための指針とするとともに、まちづくりの方向性を示す「南区まちづくりビジョン」の一翼を担うものとして策定するものです。

（1）熊本市第７次総合計画（熊本市基本計画）

Ⅴ 分野別施策

第３章 生涯を通して健やかで、いきいき暮らせる保健福祉の充実

第３節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

（2）第７期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）

第２章 高齢者を取り巻く状況

4 第６期計画の主な取り組み状況と課題

第３章 計画の基本的な考え方

3 地域包括ケアシステムを深化・推進するための重点方針

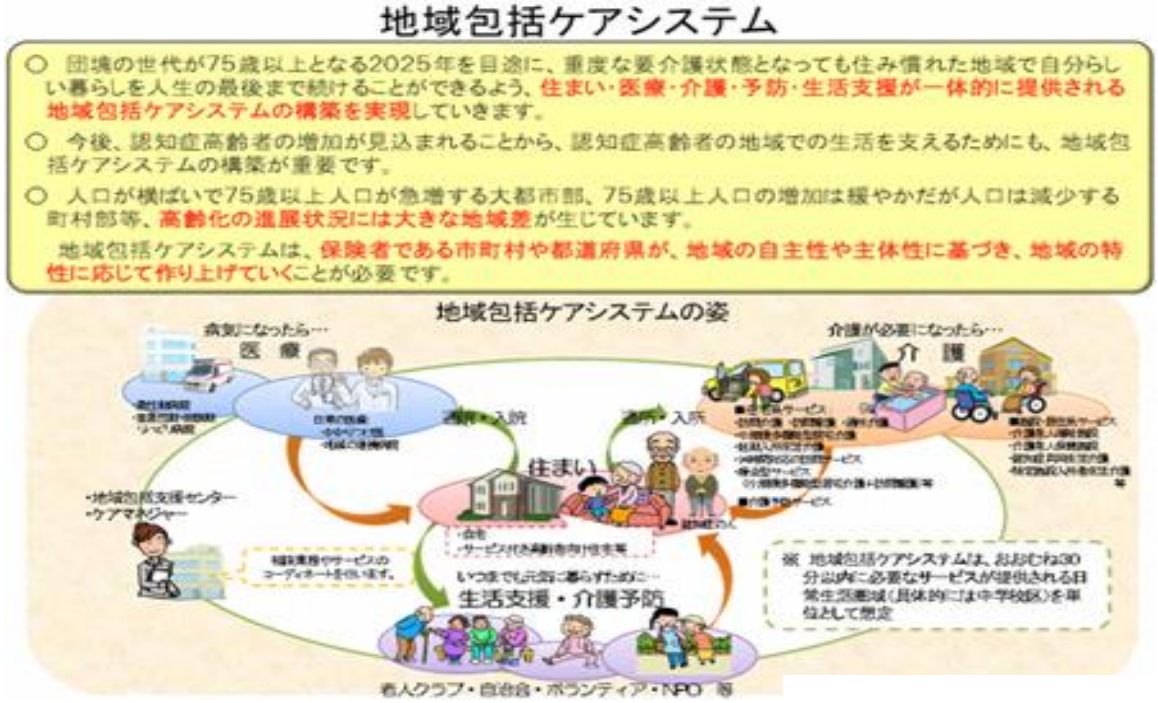
（3）熊本市地域包括ケアシステム推進方針

Ⅳ 取り組みの推進に向けて

3 行政の推進体制

基本理念

高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らせる社会



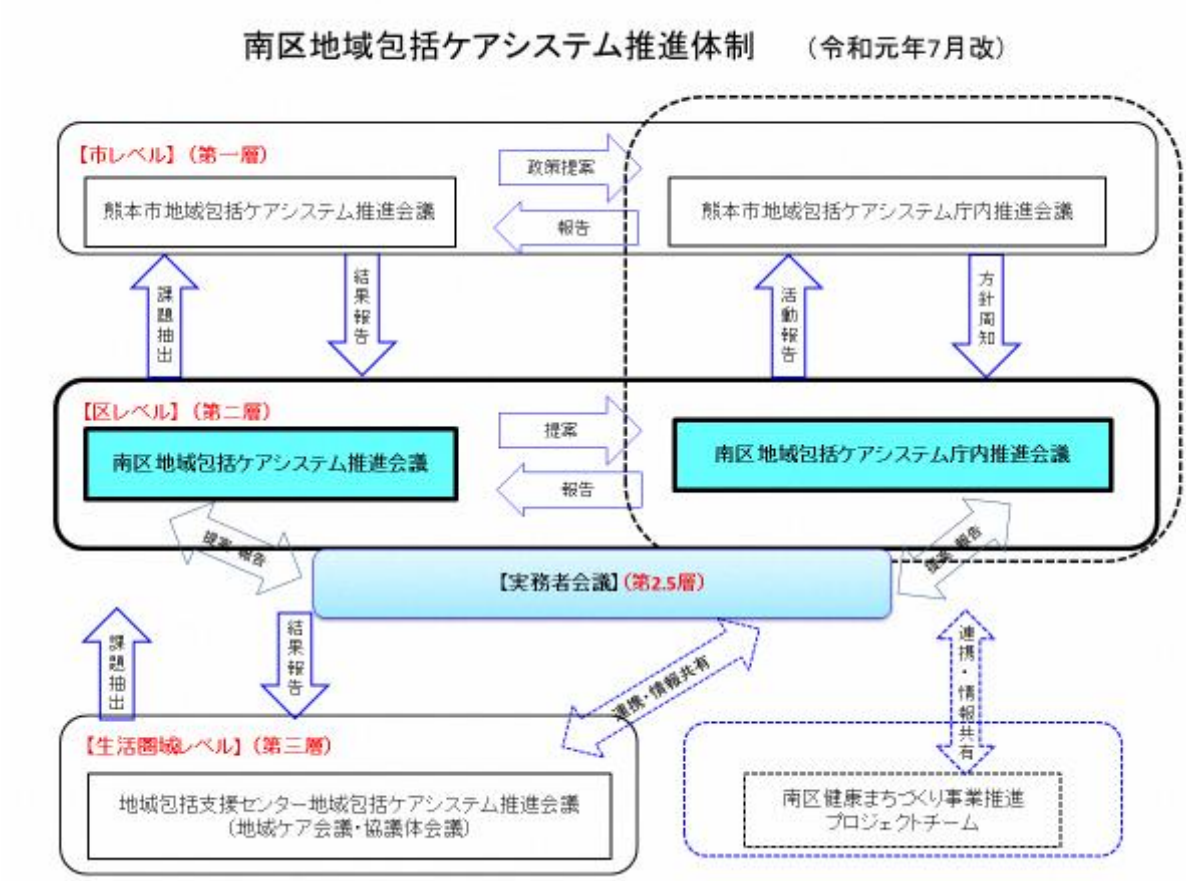
厚生労働省資料より

Ⅲ　南区の現状と推進体制

令和元年（2019 年）10 月現在の南区の人口は 131,678 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者は 33,419 人（高齢化率 25.4%）であり市（25.9%）と同レベルですが、令和 7 年（2025 年）までの 6 年間に、後期高齢者が増加し要介護（支援）者や認知症高齢者が急増することが見込まれます。

平成 27 年の国勢調査から、南区の産業構造を産業別就業者人口でみると、南区は第 1 次産業の割合が 6.3%と、市全体の 3.8%を大きく上回っているのが特徴です。南区の 3 世代同居率 7.5%は市 4.7%と比較すると高くなっており、高齢者の見守りをしやすい地域ではありますが、高齢夫婦のみの世帯も多く（南区 11.1%、市 10.1%）、高齢者の増加が見込まれることから、高齢者自身の活躍や今後も見守りの体制がますます必要となってきます。また、平成 28 年の熊本地震で大きな被害を受け、今なお災害公営住宅や仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、すべての住民が 住み慣れた地域で 安心して自分らしく暮らし、「おたがいさま」の心で支え合えるまちを、住民と共につくることを目指し、健康づくりや防災の視点も含めた包括的な「まちづくり」を推進します 。

取り組みの推進にあたっては、それぞれの圏域に応じてまちづくりの主役である地域の住民や団体が自主性や主体性を持ち、関係団体や行政と連携を図り、「自助」「共助」「公助」の理念のもとそれぞれの役割をもって取り組みます。



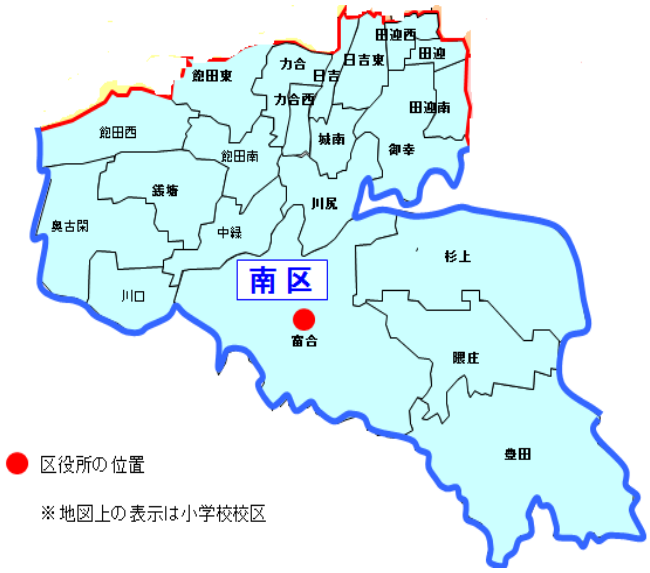
高齢者の現状および課題

自立支援型ケア会議および南区地域包括ケアシステム推進会議から、次のような課題を抽出しました。

	課　題	現　状
①	生活習慣を整える	口腔機能の低下、低栄養、生活習慣病の悪化等
②	生活不活発の防止	運動機能の低下、暮らしの中のリハビリ不足
③	意欲、やりがいの充実	「やりたい」「したい」等の意欲の減少、役割の減少
④	人との交流（閉じこもり予防）	近隣との交流の減少、通いの場がない、閉じこもり
⑤	移動手段の確保	運転免許返納、公共交通機関利用の不便さ
⑥	認知症予防と周囲の理解	認知機能低下者の増加
⑦	医療と介護の適正な活用	制度の理解の浸透不足、医療と介護の連携不足

※自立支援型ケア会議とは
要支援１・２および要介護１を対象に、本人の自立を阻害している要因を、専門職の多角的な視点から明瞭にしていくとともに、自立や重度化防止にむけての方法を考え共有する会議。

これらの課題を踏まえて、６生活圏域ごとの現状と特徴をまとめました。



生活圏域ごとの現状と特徴

南１　　富合　　校区

高齢化率　26.5%　　**高齢単身世帯率　7.2%**　　**高齢夫婦世帯率　10.0%**

田園の中に集落が点在する農業地帯で、農業従事者が多い。新幹線の開通に伴い車両基地及びJR在来線の富合駅が開業し、駅周辺及び小学校や区役所周辺を中心に、アパートや一戸建ての建設ラッシュで人口は増加している。しかし中心地から外れると過疎化・高齢化が進む地域もある。圏域内に生鮮食品を取り扱う店がなく、公共交通の便も悪い地域が点在する。

高齢者の課題としては、運転免許返納後の買い物や移動（⑤移動手段の確保）や生活の中での運動機能の低下（②生活不活発の防止）、外出の問題（④人との交流）、意欲の低下（③意欲、やりがいの充実）等の問題があり取り組む必要がある。

南２　御幸・田迎・田迎南・田迎西　校区

高齢化率　21.0%　　高齢単身世帯率　6.8%　　高齢夫婦世帯率　9.2%

数十年をかけて田畑が多くの住宅地や商業地に代わっている一方で、農村地区も残っている地域。近年は新興住宅地が急増し、若い世帯の人口が増加していて若い勤労世帯と退職者世帯等が集合住宅や戸建て住宅に住んでいる。バイパスや南北に道路があり、道路沿いはバスの便も良いが東西には公共交通機関が無いため通院・買い物・社会活動等（⑤移動手段の確保）生活に困る地域がある。

医療機関やサービス事業所が多いため、それぞれの連携の強化が必要となる（⑦医療と介護の適正な活用）。また、重度化予防のために適正な生活習慣の定着も必要である（①生活習慣を整える）。

南３　日吉・川尻・力合・城南・日吉東・力合西　校区

高齢化率　24.0%　　高齢単身世帯率　9.6%　　高齢夫婦世帯率　9.5%

圏域中心に国道３号が縦走、商業施設が立ち並んでおり製造業・運輸・小売業の割合が高く、その周辺に住宅街が広がる。JR 西熊本駅の開業に伴い駅周辺の開発も進み新興住宅が増え、若い世代が増えてきている。教育・医療・福祉施設も充実している。河尻神宮大祭には各地区持ち回りで年行事の担当をするなど、住民の団結力も強い。市営団地は13 ヶ所（2,134 戸）で南区全体の 85%を占めている。団地の老朽化等から住み替えや住宅改修の課題がある一方、令和元年 10 月完成の災害公営住宅（76 世帯）もある。独居高齢者、老々世帯も多く含まれており、熊本地震では液状化現象がみられ重大な被害を受け人口流出があったところ。

高齢者の課題として、孤立化防止や地域交流の継続支援（④人との交流）、意欲の低下も懸念され対応が必要（③意欲、やりがいの充実）となる。

南4　飽田東・飽田南・飽田西　校区

高齢化率　27.1%　　高齢単身世帯率　7.5%　　高齢夫婦世帯率　11.4%

都市化が進む地域と農業、漁業を中心とする地域が混在する。また、地域に商店やスーパーが少なく、公共交通機関の利用が不便。地域のきずなが強く、「飽田はひとつ」のスローガンの元に様々な行事を開催している。

高齢者の課題としては、暮らしの中で運動機能の低下が懸念（②生活不活発の防止）され、また隣近所との付き合いの希薄化の問題（④人との交流）もあり、高齢者の見守りに関して地域の助け合いを強化する必要がある。

南5　中緑・銭塘・奥古閑・川口　校区

高齢化率　38.2%　**高齢単身世帯率　8.9%**　**高齢夫婦世帯率　13.0%**

農業・漁業が盛んで、高齢になっても就労している方が多い。地域住民の主な移動手段は自家用車や路線バスである。

高齢者の課題として、口腔機能低下や低栄養（①生活習慣を整える）、運動機能低下（②生活不活発の防止）の問題や、身体機能や認知機能の低下（⑥認知症予防と周囲の理解）等への早期発見・対応が遅れ重度化する傾向が見られることへの対応や、老人会の解散等により、行く場所がない、楽しみがないなど孤立化や閉じこもり等（④人との交流）も増えることから集いの場の創出が大きな課題となっている。高齢化やバス路線の減少に伴い、買い物や通院等日常生活に必要な対応（⑤移動手段の確保）も必要である。

南6　杉上・隈庄・豊田　校区

高齢化率　28.7%　**高齢単身世帯率　8.0%**　**高齢夫婦世帯率　10.6%**

校区ごとの高齢化率には差があり、世帯状況でも多世代と単独世帯と二極化が見られる。熊本地震の被害により世帯数が 4 割も減少した地区もある。復興住宅や新興住宅地への転居者数も増加していることから、旧集落地域との人口の差がますます開くことが予測される。国道 266 号沿いには店舗も充実しているが、農村地区や山間部になると小売商店数が減少。移動販売も利用可能だが、買い物には車両が欠かせない環境である。

高齢者の課題として、口腔ケア・低栄養（①生活習慣を整える）の問題や、認知機能低下（⑥認知症予防と周囲の理解）、生活の中での運動不足（②生活不活発の防止）、生活に必要な移動手段等の問題（⑤移動手段の確保）があり、災害公営住宅も含め地元住民とのコミュニティ形成や近隣との交流等を活かしながら地域で見守る（④人との交流）ことがあげられる。

※高齢化率：令和元年 10 月現在
※高齢単身世帯率、高齢夫婦世帯率：平成 27 年国勢調査より

Ⅳ　計画期間

熊本市地域包括ケアシステム推進方針に準じ、令和７年（2025 年）に向けた取り組みを進めます。ただし、指標については「くまもとはつらつプラン」の上位計画である第７次総合計画にあわせて、令和５年度（2023 年度）を目標とします。

Ⅴ　南区の取り組み方針

地域の「おたがいさま」の心で支え合いながら、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるように、以下の４つの方針に基づき、施策を推進します。

１　高齢者がいつまでも元気で自らの力を発揮できるまちづくり

２　医療と介護が充実し、在宅（地域）で生活する市民が安心して暮らせるまちづくり

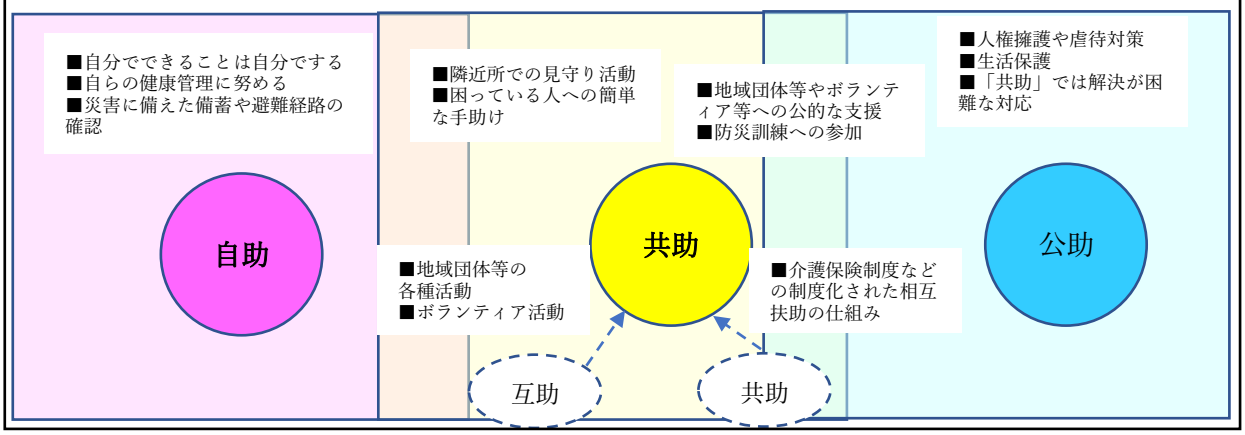
３　認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくり

４　高齢者が自らに合った暮らし方を選択できるまちづくり（高齢者の住まい関連）

「地域福祉」と「自助・共助・公助」

（第４次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画より）

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取組み【自助】、それでも解決できないことは、地域住民や地域団体等の支え合い活動【共助】と連携した取組の推進や、更に公的なサービスについては行政がその役割を担う【公助】ことで、地域福祉を推進していく必要があります。



1　高齢者がいつまでも元気で自らの力を発揮できるまちづくり

南区の目指す姿；健康寿命の延伸を目指して、隣近所で声掛け合いながらいきいきと生活できるまち

【令和 5 年度（2023 年度）に向けた目標】

○住み慣れた地域で、近隣や仲間と一緒に主体的に健康づくりに取り組む機会の拡充

○地域の支え合いの中で、健康づくり・介護予防の取り組みを推進

取組 1 ；主体的な高齢者の通いの場の拡充

■まちづくり意識の醸成による高齢者の通いの場づくり

地域とのつながりの中で健康的な生活を送る人が増えることで、一人ひとりがいつまでも自分らしく暮らせることを目指します。南区 6 生活圏域に関わらず、高齢者が社会につながるための通いの場（※1）を増やします。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・週 1 回以上、いきいき百歳体操（くまもと元気くらぶ（※2）等）に参加する。 ・老人会や高齢者サロン等の活動を実施・継続する。 ・高齢者サロンの交流を行い、サロンの活性化を図る。 ・グラウンドゴルフや趣味の会等の活動を実施・継続する。 ・町内会等で高齢者活動の支援をする（例；活動費補助、場所確保等）。 ・世代を超えた交流（高齢者と子どもの交流等）の場作り。
関係団体	・老人会や高齢者サロン等の活動を支援する。
行　政	・高齢者サロン等活動の場の情報収集・整理および提供。 ・高齢者が特技を活かして講師となれるような講座の開催。





高齢者の通いの場（体操実施）

取組２；高齢者を支える担い手の人材育成

■身近な地域で支え合う体制づくり（ボランティア養成や活躍も含む）



地域で暮らす高齢者を日頃から見守る体制を作るとともに、地域活動に参加が少ない壮年期や男性の参加者を促し、また高齢者が活躍できる場を確保しながら地域包括ケアシステムに取り組みます。また、各種のボランティア活動を高齢者の健康づくりや介護予防に役立てます。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・地域包括ケアシステム推進を理解し、実践する。 ・自助・共助のために地域活動に壮年期や男性の参加を声かけする（例；地域の学習会等）。 ・近隣の高齢者とお互いに声かけできる環境をつくる。
関係団体	・高齢者の見守り事業（民生委員）を行う。 ・民生委員経験者が地域で活躍できる場（助言や支援活動）を作る。 ・ジュニアヘルパー（※3）による独居高齢者の訪問活動の実施。 ・認知症サポーター、介護予防サポーター、食生活改善推進員、8020推進員等が高齢者支援を行う。 ・民生委員および地域に身近な福祉協力員が活動（サロン等）する。
行　政	・地域包括ケアシステムの推進（区民への啓発含む）を行う。 ・高齢者の見守り事業を行う。 ・ボランティアの養成をする。 ・介護保険サポーター制度を啓発する。

取組３；健康向上のための情報提供（栄養・歯と口腔・疾病予防）

■健康づくり・介護予防・自立への意識醸成（健康に関する情報の発信と共有）

特定健診やがん検診を受診し区民自身の状況を確認し生活習慣を改善することで、高齢期になっても健康づくりや介護予防に取り組むことができ、区民自ら行動できるよう個別または地域（集団）で健康づくりに取り組みます。また、健康課題や健康づくりへの取り組みを地域で考える「校区単位の健康まちづくり」と連携し、区民の基本的な生活習慣の確立をまちづくりで実践します。





★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・介護予防のために、壮年期から検診を受診する（特定健診、がん検診、歯周病検診等）。 ・自らの体や病気に対する理解をする。 ・食生活改善や歯と口腔の健康づくり、疾病予防等を個人や地域で実践する。高齢期においては、口腔機能維持、低栄養予防、誤嚥性肺炎予防を実践する。
関係団体	・各種ボランティア（食生活改善推進員、8020 推進員等）が健康情報の提供を行い、個人および地域の活動の支援をする。 ・自治協議会を中心に、校区の健康課題を解決する活動をする（健康まちづくり）。 ・各専門職団体や医療機関・介護事業所等が地域に支援を行い、個人の健康づくりに役立てる。
行　政	・校区単位の健康まちづくり活動を通して、地域に必要な健康情報を提供し、地域活動の支援を行う。 ・各種ボランティアの活動を支援する。 ・食生活や歯と口腔の健康づくりおよび健康情報の活用を促す（食事バランスガイド、生活習慣病予防の食生活等）。 ・自立支援型ケア会議で、対象者に応じた食生活や歯科保健の情報を提供し、生活改善に役立てる。

取組 4；防災意識の向上

■被災者と地域住民が連携した取り組みの推進

区民の防災意識の向上と協働による防災体制づくりを目指し、災害公営住宅等をはじめ被災者が地域で安心した暮らしができるよう連携した取り組みをします。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・地域での災害訓練に参加し、防災対策を学ぶ。 ・地域は高齢者の見守りとともに、高齢者の災害訓練等への参加を促す。 ・震災被災者（災害公営住宅等）が地域行事に参加できるよう、地域が把握や声かけを行う。 ・地域で作成したハザードマップを活用する。 ・自主防災クラブを結成し活動する（避難訓練、情報収集訓練等）。
関係団体	・ハザードマップや災害訓練等の活動を支援する。
行　政	・ハザードマップや災害訓練等の活動を支援する。 ・震災被災者等の暮らし再建に向けた地域との交流活動等を実施する。

§取り組み方針１；高齢者がいつまでも元気で自らの力を発揮できるまちづくり

指　　標	基準値	R2	R3	R4	目標値（R5）
1　週１回以上いきいき百歳体操団体数	36 団体（南区 R1）	40	40	46	50 団体
2　週１回以上いきいき百歳体操参加者数	約 770 人（南区 R1）	820	820	880	920 人

※1　通いの場

高齢者サロンやくまもと元気くらぶ、地域の寄り合い、認知症カフェ、公民館講座、趣味の集まり、ご近所のお茶飲み会誰もが気軽に参加できる居場所。

※2　くまもと元気くらぶ

介護予防を目的に「住民主体」で「身近な場所」に集まり、仲間と一緒に運動（いきいき百歳体操等）を取り入れた活動を継続的に行う取り組み。

※3　ジュニアヘルパー

中学生等をジュニアヘルパーとして養成し、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等の見守り活動を行うことで、高齢者の孤立化防止や世代間の交流を行う。

2　医療と介護が充実し、在宅（地域）で生活する市民が安心して暮らせるまちづくり

南区の目指す姿；地域のみんなが医療・介護のことがわかり、顔の見える連携と安心のサービスのまち

【令和 5 年度（2023 年度）に向けた目標】

○多職種（医療・介護・行政）が現状・課題の共有や解決に向けた連携

取組 1 ；高齢者を支える支援者の顔の見えるシステム構築

■職種間でお互いの役割を理解し、連携の推進を図る

高齢者に関わる専門職が地域の現状や課題を共有し、生活支援に関するニーズや地域資源等を把握しながらお互いの役割を活かして区民への支援を推進します。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・高齢者を見守る医療や介護（介護予防含む）の専門職を知り、相談・利用ができる。 ・医療（訪問診療、訪問歯科診療等含む）、介護の利用方法を理解する。
関係団体	・関係団体（自治協議会、民生委員、校区社協、老人会等）が医療や介護について学んで、高齢者支援活動に活かす。 ・介護支援を行うケアマネージャーが、生活習慣対策（フレイル（※4）予防）を学び、高齢者の自立支援を推進する。 ・多職種連携団体（南来るあるさー）の活動を継続、拡大し専門職同士が連携をする。
行　政	・地域包括ケアシステム（第 2、第 3 層）を推進し、多職種の連携を図る。 ・自立支援型ケア会議を開催し、専門職が助言や情報交換をしながら自立の意識の浸透を図る。 ・生活支援コーディネーター（※5）会議（ささえりあ）での情報交換や地域課題の解決を行う。

取組２； 医療と介護のシステムの区民への啓発

■医療と介護のシステムの見える化と、情報共有・発信

高齢者が疾病をもちながらも、住み慣れた地域や望む場で安心して暮らし続けられるための医療・介護サービスが提供され、区民が適切な医療と介護を利用します。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・適切な医療、介護方法を知ることで、地域で自分らしく生きるための医療や介護を選ぶことができる。 ・メッセージノート（※6）（人生の最終段階における医療のため）を利用する。
関係団体	・医療と介護の従事者が研修や人材育成を行い、適切な利用に役立てる。
行　政	・医療、介護（介護の自立支援・くまもとメディカルネットワーク等も含む）の利用について、区民や団体に啓発をする。

§取り組み方針２：医療と介護が充実し、在宅（地域）で生活する市民が安心して暮らせるまちづくり

指　　標	基準値	R2	R3	R4	目標値（R5）
自立支援型ケア会議開催数	36 回 （南区 R1）	36	38	38	40 回以上



※4　フレイル

加齢に伴い心身の活力（筋力・認知機能・社会とのつながりなど）が低下し、障害・要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態

※5　生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う。

※6　メッセージノート

一人ひとりが『人生の最終段階における医療』について理解を深め、自らの人生の最終段階に受けたい医療について考えるきっかけをつくるために市が作成。

3　認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくり

南区の目指す姿；認知症について、地域のみんなが「気づき、考え、行動する」ことができるまち

【令和 5 年度（2023 年度）に向けた目標】

○認知症に気づき、考え、行動できる地域の推進。

○認知症の重症化を予防するために、早期診断・早期対応に向けた支援の推進。

取組 1 ；認知症に関する正しい知識の普及

■認知症に関する理解と当事者視点の浸透

高齢者だけでなく地域で暮らす全ての年代の区民が、認知症に関する理解を深めることで、認知症になっても安心して暮らせる環境を整備します。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・認知症サポーター（※7）養成講座を受講し、認知症を理解する。年代、職域を超えて（学校、事業所、地域団体等）学習できる。 ・認知症の人（※8）を抱える家族、近隣住民が認知症について理解を深め、対応できる。 ・地域で認知症の学習会を実施する。
関係団体	・認知症カフェ（※9）を開催し、生活圏域内で認知症の相談・交流ができる。 ・かかりつけ医と認知症サポート医が連携でき、高齢者の相談に早急に対応できる。 ・認知症初期集中支援チームについて理解し、早期対応のために適切な利用ができる。
行　政	・認知症サポーターが活躍できるよう、助言やバックアップを行う。 ・認知症キャラバンメイト（※10）の活動を活性化し、認知症の情報提供を拡大する。





キャラバンメイト交流会の様子

取組２；高齢者（認知症含む）の見守り活動

■認知症の人を地域で見守り、地域の中で助け合うことの推進

近所の付き合いや地域のネットワークを通じて、認知症による見守りが必要な人を発見し、身近な地域の中で助け合います。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・認知症の人および家族への声かけを行う。 ・認知症を理解して、地域のネットワーク（既存の集まり等を利用して）を構築する。 ・校区や町内単位で認知症支え合い声かけ訓練（徘徊模擬訓練）を実施する。 ・外出が少ない認知症高齢者に対し、地域で訪問型のサロンを行う。
関係団体	・近隣の施設（郵便局、コンビニ、店等）が認知症（疑い含む）の人の見守りを行う。
行　政	・支え合い声かけ訓練、訪問型サロン等の助言・支援を行う。 ・関係機関との連携や調整を行う。

§取り組み方針３：認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくり

指　　標	基準値	R2	R3	R4	目標値（R5）
1　認知症カフェ開催箇所数	16 箇所 （南区 R1）	17	18	18	20 箇所
2　認知症支え合い声かけ訓練の実施箇所数	4 箇所 （南区 R1）	4	6	6	8 箇所





認知症カフェの様子

※7　認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族をあたたかく見守り応援する人。

※8　認知症の人

認知症は一般的には高齢者に多い病気だが、65 歳未満で発症した場合、「若年性認知症」となり、地域で見守りをする対象となるため、「認知症の人」と表記する。

※9　認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。主に民間の介護事業所や地域のボランティアなどが運営しており、国の「認知症施策推進大綱」においても設置が進められている。

※10　認知症キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座の講師。養成されたキャラバン・メイトは熊本市と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催。

4　高齢者が自らに合った暮らし方を選択できるまちづくり（高齢者の住まい関連）

南区の目指す姿；住みたいところに住める、行きたいところに行ける、したいことができるまち（住まい・人・交通・安全）

【令和 5 年度（2023 年度）に向けた目標】
○高齢者が自ら意欲を持ち、外出ができる。

取組１；　公共交通機関空白地域の高齢者（運転免許返納後等）の移動手段の確保

■高齢者の生活に必要な移動手段の確保

公共交通機関の不便な地域も多数存在している南区で、高齢者が自ら外出の意欲を高めて、必要な用件を済ませることができるよう移動手段を確保します。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・高齢者が自ら外出したい用件（買い物、病院、通いの場等）を作る。 ・乗合タクシー（デマンドタクシー）（※11）を利用する。 ・買い物便利ブックを活用できる。 ・買い物等に、近隣で声をかけ合い乗合を実践する。
関係団体	・地域支え合い型移動支援サービス（訪問型サービス）（※12）団体の結成、活動ができる。
行　政	・乗合タクシーや買い物便利ブック等の情報を整理し提供する。

取組２；要援護者の災害時の対応

■災害時も安心して暮らすことができる

災害時には要援護者が安心・安全に避難や生活ができるようにします。

★区民（地域）・関係団体・行政に期待される主な役割

区　民 （地域）	・近隣や町内で高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯等へ声かけをする。 ・必要であれば、災害時要援護者支援制度（※13）に登録する。
関係団体	・要援護者名簿の活用により、災害発生時は速やかな避難行動の確認を行う。
行　政	・災害時要援護者支援制度を周知する。 ・要援護者名簿の活用により、災害発生時は速やかに福祉避難所等の提供を行う。

§取り組み方針４：高齢者が自らに合った暮らし方を選択できるまちづくり（高齢者の住まい関連）

指　　標	基準値	R2	R3	R4	目標値（R5）
地域支え合い型移動支援サービス（訪問型サービス）団体数	0 団体（南区 R1）	1	2	2	3 団体

※11　乗り合いタクシー（デマンドタクシー）

熊本市では、公共交通基本条例に基づき公共交通空白地域（バス停からの距離が半径 1km 以上の地域）と公共交通不便地域（バス停からの距離が半径 500m 以上 1km 未満の地域）において、経路を作成し移動困難者の外出を支援するもの。

※12　地域支え合い型移動支援サービス（訪問型サービス）

住民主体による通院や買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎を行うもの。

※13　災害時要援護者支援制度

災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わり難い方などを対象として、予め本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、地域の自治会、自主防災クラブ、民生委員等及び市の関係機関に名簿を配布し情報を共有することにより、地域と市が協力し、迅速な対応が行えるように体制整備を行うもの。